

2 4 6 - 1 3 1 3
令和 2 年 5 月 19 日

厚生労働大臣 殿

宮崎県知事
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症発生下における医療提供体制及び検査体制
の現状に関する認識について (回答)

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日々大変な御支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年5月14日付け厚生労働省発健0514第8号で照会のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

(文書取扱：健康増進課)

別紙

1 現状認識について（5月18日時点）

本県においては、これまで17例の患者が発生しているが（入院3名、退院14名）、その全てが国内外で感染が拡大している地域の滞在歴がある方及びその接触者であり、感染集団（クラスター）や感染経路が不明な事例は確認されていない。4月11日に最後の感染者が確認されて以降37日間連続で感染が確認されていない状況である。

これは、厚生労働省をはじめとした国の各種施策（緊急事態宣言の発令を含む）の賜であり、さらに、住民、事業者、医療従事者・感染症対策従事者等の御協力・御尽力によるものであると、心から感謝申し上げたい。

2 医療提供体制について

本県の医療提供体制については、着実に一定の整備ができています。

- ・ 4月6日、新型コロナウイルス感染症対策協議会及び調整本部会議を設置
- ・ 5月19日現在、入院受入病床については感染症指定医療機関で31床、協力医療機関等において75床の計106床を確保し、軽症者向け宿泊施設については150室を確保

今後、第2波の感染拡大に備えて、感染者のピーク時の数値として国が試算する入院者数2,106人、外来患者3,608人を踏まえ、それらのおよそ1割に当たる、入院受入病床231床、軽症者向け宿泊施設350室、をそれぞれ確保することを当面の目標としている。また、重症者向け病床についても、ピーク時の国試算値が70人であることを踏まえ、そのおよそ1割にあたる8床を既に確保済みであり、今後必要に応じて拡充を図る。今後、できる限り速やかに当該目標を実現するため、医師会・医療機関、宿泊事業者、市町村等との協議を重ねているところである。

今後の課題としては、医療資機材の確保、病床確保のための各種財政支援制度の充実、医師・看護師等の確保などがある。

なお、医師少数県であり、看護師も不足している本県では、コロナ入院受入病床数を確保することが平時診療の抑制につながることに留意しつつ、平時診療とのバランスの中で、上記の確保想定病床数等を設定している。こうした実情を踏まえ、県民の命と健康を守るため、総合的な観点から、本県で

は、警戒レベル、外出自粛や感染対策などに関する警戒態勢を運用することで、引き続き、早期の感染拡大防止に取り組むこととしているため、「適正な」病床確保の水準について、他の都道府県との単純な比較は適当でないことは御理解いただきたい。

3 PCR 検査体制について

本県では、PCR 検査について、1日に計120検体の行政検査が可能となっている。ピーク時には一日最大57件の検査を行うなどしてきたが、現在は1日10件程度の検査に落ち着いている。

今後、迅速かつ必要十分な検査が可能となるよう、更なる拡充に向け、

- ・検査可能件数の倍増（1日200検体程度）

- ・新たに複数の圏域（宮崎市、延岡市、都城市の各圏域）における集中的に検体採取を行う仕組みの構築、保険診療の検査の開始

などについて、関係機関と具体的な協議を進めている。

感染拡大防止と社会経済活動の維持・再生の両立を図る上で、迅速かつ必要十分な検査を早期に実現することが不可欠であるため、今後の課題として、特に、以下の点を挙げるができる。

- ・PCR 検査に関する試薬・検査キットの十分な供給量の確保、検査機器の調達

- ・抗原検査に関するできる限り早期の全国的な普及

4 最後に

新型コロナウイルス感染症については、治療法の確立や有効なワクチンの開発までの間、長期間にわたる、持続的な対策が求められている。

各都道府県においては、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく上で、第2波・第3波の感染拡大を想定しながら、検査体制・医療提供体制の拡充などに取り組む必要がある。

そのため、上記の課題への対応を含め、地方財源の充実・強化、検査体制・医療提供体制の整備、経済対策等に関する支援・強化などについて、引き続き、国による格別の御支援をお願いしたい。